

税の申告受付が始まります

各申告は、土・日曜日、祝日を除く

市民税・道民税の申告

各会場ごとに、
受付期間が異なっています。

- 申告会場と受付日時
- ▼コミュニティプラザ(有明町南1)
 - 2月16日(月)から27日(金) 午前9時30分から午後4時
 - ▼本庁税務課市民税係
 - 3月2日(月)から16日(月) 午前9時30分から午後5時
 - ▼栗沢支所市民課市民税係
 - 3月2日(月)から6日(金) 午前9時30分から午後5時

申告が必要な方

平成21年1月1日現在、市内に住所があり、平成20年中に給与・年金・家賃等の収入があった方(年金収入のみの場合、65歳未満は102万円、65歳以上は152万円をそれぞれ超える方が、申告の対象となります)
非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方

- 市の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
- 市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
- ただし、次の方は申告の必要がありません。
 - 所得税の確定申告書を提出する方
 - 1か所からの給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(医療費や社会保険料、扶養などの所得控除を追加で受けようとする場合には申告が必要です)

- 申告がない場合は、各種税の証明書を発行できないことや、国民健康保険料・介護保険料などの軽減が受けられないことがあります。
- コミュニティプラザの申告期間中は、市役所本庁での申告受付は行いません。
- コミュニティ西駐車場は、駐車時間が30分を超えると有料になります。

問合せ 市税務課市民税係

所得税の確定申告

2月16日(月)から3月16日(月)

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時から午後5時

申告が必要な方

事業をしている方や不動産収入のある方
一定の金額を超える公的年金、満期保険金等のある方

- 給与所得者で次に該当する方
- 給与の年間収入が2千万円を超える方
 - 2か所以上から給与を受けている方
 - 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- このほかにも申告が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

問合せ 岩見沢税務署 ☎22局0810
自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると
担当につながります。

申告書は自分で書いてお早めに!

申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成して、税務署の窓口や送付により早めに提出しましょう。
確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

税金が戻る 還付申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時から午後5時

確定申告をする必要のない方で、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

- ローンにより住宅を取得した場合
- 医療費を一定額以上支払った場合
- 年の途中で退職し、再就職していない方など

問合せ 岩見沢税務署 ☎22局0810
自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると担当につながります。

税理士会による 還付申告の無料相談

日時 2月21日(土) 午前10時から午後3時

会場 まなみーる(9西4)

対象 給与所得者、年金受給者等で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方

問合せ 北海道税理士会岩見沢支部
(谷勲税理士事務所内)
☎22局3158

申告に必要なもの

印鑑

申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

給与や年金などの源泉徴収票(原本)
収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)
各種控除の証明書(医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書、障害者手帳・障害者控除対象者認定書など)
振込先口座番号(還付申告の場合)

【要介護認定者の控除】

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方でも、介護保険法の要介護認定者で、当該年度の12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。

要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市高齢・介護室介護保険係

個人事業税の申告

申告会場 空知支庁課税課(8西5)
受付時間 午前9時から午後5時

申告が必要な方

個人で事業をしている方
所得税の確定申告を行う方は、申告の必要がありません。ただし、年途中で事業を廃止したときなどは、廃止の日から1か月以内に申告が必要です。

申告期限 3月16日(月)
問合せ 空知支庁課税課事業税係
☎20局0050

贈与税、個人事業者の 消費税・地方消費税の申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)
受付時間 午前9時から午後5時

【贈与税の申告】

申告期限 3月16日(月)

【個人事業者の消費税・地方消費税の申告】
申告期限 3月31日(火)

《いずれも》
問合せ 岩見沢税務署 ☎22局0810
自動音声案内に従い、希望の番号を選択すると
担当につながります。

かんたん便利な
e-Tax を利用してください



ホームページからかんたん申告
最高5,000円の税額控除
領収書等の添付書類が提出不要
還付金の振り込みが早い

e-Tax を使うと自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。

次ページに、住宅ローン控除、寄附金控除の申告のお知らせがあります。

市・道民税の住宅ローン控除、 寄附金控除の申告のお知らせ

住宅ローン控除 (住宅借入金等特別税額控除)

所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、税源移譲により所得税が減り、所得税から控除できる住宅ローン控除額が少なくなる場合があります。この所得税から控除しきれなかった額を翌年度の市・道民税の所得割額から控除する制度が平成20年度の市・道民税から始まっています。

市・道民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますので、控除の対象となる方は忘れずに申告してください。対象者 平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方

申告 市税務課市民税係、北村・栗沢支所市民課窓口
「住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成21年1月1日現在にお

住まいの市区町村へ提出してください。

平成21年度の申告には「平成20年分給与所得の源泉徴収票(原本)」が必要です。

なお、所得税の確定申告を行う方は、控除申告書を確定申告書と一緒に税務署に提出してください。

申告期限 3月16日(月)

前年は、申告書に「住宅借入金の年末残高」を記載する必要がありましたが、様式が変更になり、「居住開始年月日」を記載することとなりましたのでご注意ください。

また、新しい控除申告書は、市のホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

寄附金税額控除

平成20年1月1日以降、地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)、または、都道府県、市区町村が

住宅ローン控除、寄附金控除にかかる申告書の提出先と必要書類

	提出先	申告に必要なもの		申告期間
		住宅ローン控除	寄附金控除	
確定申告をしない方	市区町村	住宅ローン控除申告書、源泉徴収票(原本) 印鑑	寄附金税額控除申告書、寄附金受領証明書または領収書など、印鑑	3月16日(月)まで
確定申告をする方	税務署	住宅ローン控除申告書、確定申告に必要な書類、印鑑	寄附金受領証明書または領収書など、確定申告に必要な書類、印鑑	2月16日(月)～ 3月16日(月)
所得税の確定申告書と一緒に提出可				

条例で定める寄附金を5千円を超えて支払った個人の方は、申告することにより、寄附金から5千円を引いた額について、一定の控除が受けられます。

控除を受けるには 市税務課市民税係、北村・栗沢支所市民課窓口
に備え付けの「寄附金税額控除申告書」を平成21年1月1日現在にお住いの市区町村へ提出してください。

なお、所得税の寄附金控除と市・道民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、税務署で所得税の確定申告が必要です。申告に必要なもの 寄附金を支払ったことを証明するもの(寄附の支払先が発行する「寄附金受領証明書」、または「領収書」など)が必要です。



問合せ先 市税務課市民税係